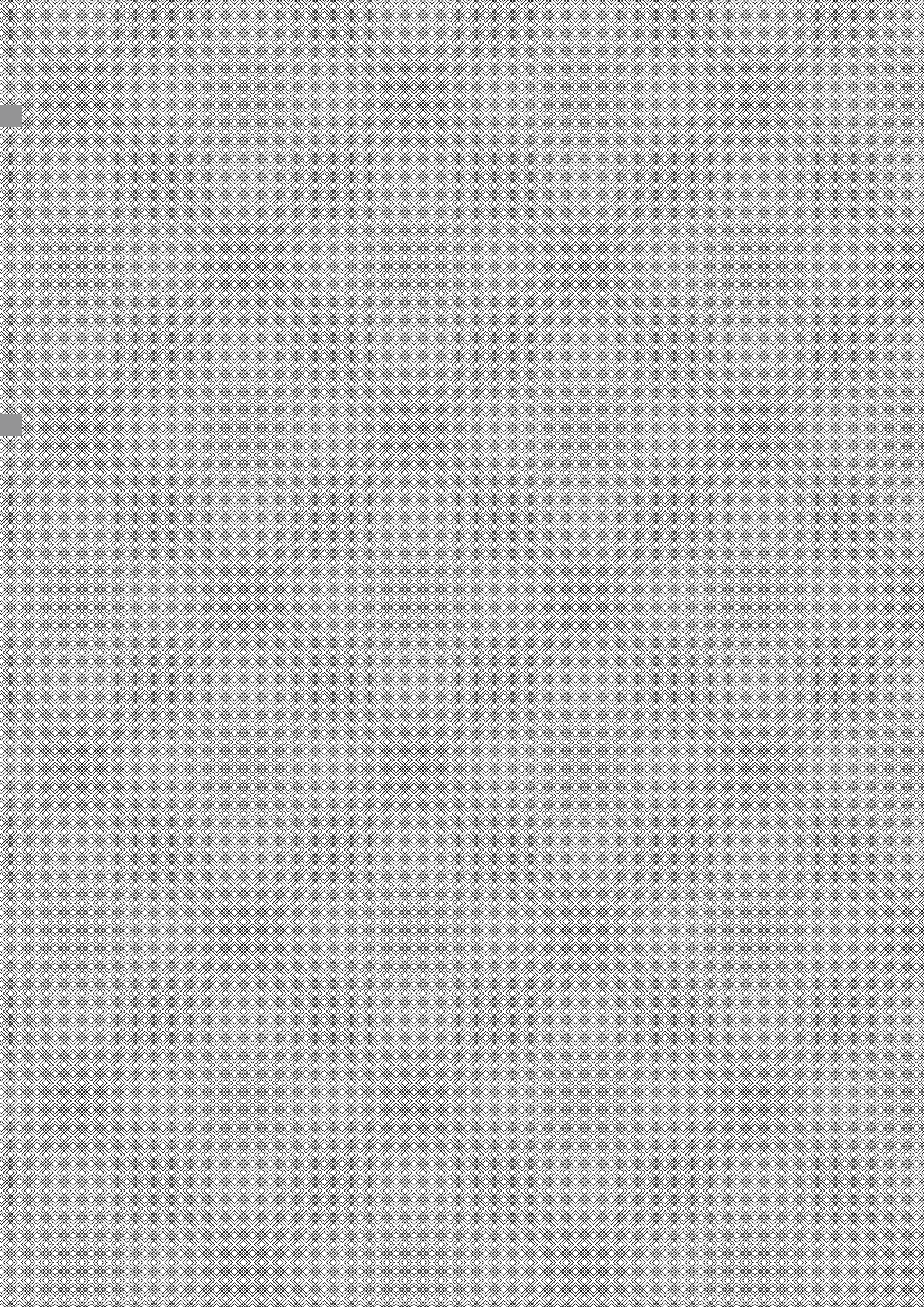


Z—73—C

所得税法 試験問題

〔注意事項〕

1. 試験官の「始め」の合図があるまでは、試験問題の内容を絶対に見てはいけません。
2. この試験の解答時間は、「始め」の合図があってから正味2時間です。
3. 試験時間終了前に受験を終了すること(途中退室)は認めません。
4. 「やめ」の合図があったら直ちにやめてください。
5. 試験問題及び計算用紙は提出する必要はありません。
6. 答案の作成には、必ず黒又は青のインキ(ボールペンを含む。以下同じ。)を用いてください。
修正液又は修正テープの使用は認めます。鉛筆、赤のインキ、消せるボールペン等の修正可能な筆記具は用いてはいけません。黒又は青のインキの筆記具以外のもので記入した答案は採点されません。
7. 答案用紙は無解答の場合も回収しますから、それぞれの答案用紙(第一問用及び第二問用)に受験地、受験番号を必ず記入してください。氏名その他符号等は一切記入してはいけません。
8. 答案用紙がホチキス留めされている場合、ホチキス留めを絶対に取り外さないでください。答案作成に当たっては、答案用紙のホチキス部分を折り曲げても差し支えありませんが、外さないように注意してください。
9. 解答は必ず答案用紙の所定の欄に明瞭に記載してください。所定の箇所以外に記載されているものは、採点の対象としません。
なお、答案用紙及び計算用紙の再交付、追加交付はしません。
10. 問題文に指示しているものを除き、令和5年4月7日現在の施行法令等によって出題されています。
11. 試験問題の内容についての質問にはお答えしません。
12. この問題のページ数は、「C1～C9」です。
13. 計算用紙は、答案用紙とともに配付します。



〔第一問〕 — 50 点—

問 1 (30 点)

令和 5 年中に居住者 A が国内において受け取った上場株式の配当の税務上の取扱いについて、次の(1)~(4)の事項を説明しなさい。なお、非課税制度(いわゆるNISA制度)について考慮する必要はない。

- (1) 配当の支払いを受ける際の課税
- (2) 配当所得の金額の計算
- (3) 配当所得に関する課税方法
- (4) 居住者 A の申告において、上記(3)の課税方法それぞれの場合に適用される主な所得税における制度

問 2 (20 点)

地震等の災害により、居住者が所有している次の(1)~(3)の不動産に被害を受けた場合、その被害による損失は所得税法上どのような取扱いとなるか、簡潔に説明しなさい。

なお、説明に当たっては、損失金額の計算方法の概要についても併せて説明しなさい。

(注) 「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に規定されている事項については、説明する必要はない。

- (1) 居住している不動産
- (2) 事業の用に供している賃貸用不動産
- (3) 主として保養の目的で所有している不動産

【解答に当たっての注意点】

- 1 税額等の計算に当たっては、特に問題文に指示がない場合は、本年の税額等の計算において納税者に有利な方法を選択するものとし、解答を求められている金額が、①マイナスの場合にはその金額の頭部に「△」を付してそのマイナスの金額を、②無い場合には「0」と記入しなさい。解答する金額が「0」の場合には、その理由を「計算過程」欄に記入することとする。また、減価償却費の計算上、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げることとする。
- 2 問題文では、所得税及び復興特別所得税を「所得税等」、源泉所得税及び復興特別所得税を「源泉所得税等」、消費税及び地方消費税を「消費税等」という。
- 3 答案用紙「区分」欄の「()所得」の中には、所得の区分を記載することとする。

問

居住者甲(40歳)の令和5年(令和5年1月1日から令和5年12月31日までの年。以下「本年」という。)分の所得税等の計算に関する事項は、次の【資料Ⅰ】～【資料Ⅵ】のとおりである。

これらの資料に基づき、「Ⅰ 各種所得の金額の計算」、「Ⅱ 課税標準額の計算」、「Ⅲ 所得控除額の計算」、「Ⅳ 課税所得金額の計算」及び「Ⅴ 税額控除額及び税額の計算」の計算過程を問題文及び答案用紙の指示に従って明らかにして、甲の本年分の所得税等の確定申告により納付すべき所得税等の額又は還付される所得税等の額を計算しなさい。

なお、消費税等については考慮する必要はない。

【資料Ⅰ】

- 1 甲は、AIエンジニアとして、A社(平成29年8月1日設立)の創業メンバーの1人として勤務していたが、本年4月30日に同社を退職し、本年5月1日に個人事業主として独立開業した。その後、取引先からの要望により、本年11月1日に新しくZ社を設立し、同日より個人事業から法人事業へ切り替えた。
- 2 甲は、令和元年7月1日から、A社の米国子会社B社の代表取締役として米国に家族と共に赴任をしていたが、本年2月末日にB社を退任して家族と共に帰国した。なお、海外赴任中の給与は、引き続きA社より支給され、B社はA社へ適正な出向負担金を支払っており、甲はB社へ赴任していた期間以外は国内に居住している。
- 3 A社は、昨年8月、日本の金融証券取引所に株式を上場した。甲は、A社からストックオプションの付与を受けており、本年3月15日に全ての権利を行使した後、開業資金を確保するために、本年6月15日に全株式を売却した。このストックオプションに関する事項は

次のとおりである。

- (1) ストックオプションの付与日：令和3年10月1日
- (2) ストックオプションの権利行使期間：令和4年10月2日から10年以内
ただし、退職した場合には当該オプションは消滅する。
- (3) 権利行使価格：1株当たり45,000円
- (4) ストックオプションの付与数及び権利行使数：200個(1個につき1株を取得)
- (5) このストックオプションは、租税特別措置法第29条の2の税制適格要件は満たしていない。
- (6) 本年3月15日のA社株式の終値：100,000円
- (7) 甲は、A社株式をJ証券会社(国内証券会社)にて、特定口座を開設せずに、一般口座にて売却した。売却価格は、1株あたり137,000円であり、売却手数料は、1株あたり1,100円である。
- (8) このストックオプションの付与、権利行使及び株式の売却の手続は、各種法令、規則に従って、適正に行われている。

4 甲は、A社に平成29年8月1日に従業員として入社し、令和2年6月1日に使用人兼務取締役となった後、令和3年7月1日から専任取締役となった。甲は、A社の退職に当たって、従業員勤務期間分の退職金として1,000,000円、役員退職金として7,000,000円の支給を受けた。当該退職金の支給に当たって、甲は、A社に対して「退職所得の受給に関する申告書」を提出しておらず、当該退職金に対する源泉所得税等の徴収を受けた上で支給を受けている。

【資料Ⅱ】

- 1 甲は、本年5月1日に、AIエンジニアとして独立開業し、本年5月15日に開業届出書及び青色申告承認申請書を提出した。
- 2 甲の独立開業後の事業に関して、甲が作成した損益計算書は次のとおりである。

損 益 計 算 書			
	自令和5年5月1日	至令和5年10月31日	(単位：円)
給料賃金	6,000,000	売上高	14,800,000
事務消耗品費	3,300,000	雑収入	1,500,000
租税公課	100,000		
保険料	900,000		
その他経費	4,000,000		
当年利益	<u>2,000,000</u>		
	<u>16,300,000</u>		<u>16,300,000</u>

- 3 甲が、本年5月15日に行った青色申告の承認申請については、本年12月31日までに承認又は却下の通知を受けていない。甲は、帳簿書類を備え付けてその業務に係る一切の取引を正規の簿記の原則により記録し、これに基づき、貸借対照表及び損益計算書を作成しており、本年分の確定申告を確定申告期限までに電子申告により申告している。
- 4 甲は、本年11月1日に設立したZ社に対して、個人事業並びに事業用の資産及び負債を全て引き継がせたため、本年11月15日に、所轄税務署長に対して、個人事業に関する廃業届出書(廃業日：10月31日)及び令和6年分以降についての青色申告の取りやめ届出書を提出した。
- 5 甲は棚卸資産の評価方法及び器具備品の減価償却方法について、所轄税務署長に対して届出をしていない。

【資料Ⅲ】

【資料Ⅱ】の損益計算書の金額の内容及び当該金額について修正を検討すべき内容等は、次のとおりである。

- 1 売上高は本年5月1日から本年10月31日までに入金になった金額であり、その内訳は次のとおりである。

(単位：円)

売上先	本年入金額	
C社	3,500,000	(注1)
D社	1,500,000	(注2)
E社	4,000,000	(注3)
F社	5,800,000	(注4)
G社	0	(注5)
合計	14,800,000	

(注1) C社からの請負業務(請負金額7,000,000円)は、着手金3,500,000円のみの入金で、業務は本年10月31日時点で未完了である。当該着手金については、業務が中途解約となっても返還しない定めとなっている。

(注2) D社からの請負業務(請負金額3,000,000円)は、前受金として1,500,000円を受領しているが、本年10月31日時点で未完了である。当該前受金については、業務が中途解約となると全額返金する定めとなっている。

(注3) E社からの請負業務(請負金額8,000,000円)は本年7月31日に完了しているが、E社の業績悪化により、4,000,000円しか回収ができていない。E社は8月に民事再生法の規定による再生手続の開始の申し立てを行っている。なお、実質的に債権と認め

られない部分の金額はない。また、E社に対する債権は4,000,000円でZ社へ引き継いだ。

(注4) F社からの請負業務(請負金額5,800,000円)は、本年8月31日に完了しているが、その後、F社から業務品質に対して契約不適合があるとして、1,000,000円の損害賠償請求があり、甲は、F社と協議の上、本年12月25日に1,000,000円を支払った。

(注5) G社からの請負業務(請負金額2,000,000円)は、本年10月31日に完了し、本年11月30日に入金となった。

2 給料賃金は、当月15日締めで支給日数を暦日により計算した上で当月25日に支給しており、本年5月から10月までに支給された金額である。なお、本年10月16日から11月15日分の給料賃金930,000円は、本年11月25日にZ社より支給した。

3 事務消耗品費には、次のものが含まれている。

内 容	取得年月日	事業供用日	金 額	耐用年数
パソコン2台	本年5月1日	本年5月10日	500,000円	4年
パソコン3台	本年7月1日	本年7月10日	750,000円	4年
パソコン3台	本年8月10日	本年8月15日	750,000円	4年
事務用機器	本年7月1日	本年8月10日	400,000円	5年
サーバー	本年6月25日	本年7月10日	500,000円	6年
給与及び会計ソフトウェア	本年9月10日	本年10月1日	180,000円	5年
合 計			3,080,000円	

(注1) 複数台を同時に購入している場合は、同一価格で購入しているものとする。

台数等の記載がないものは、1個又は1組の金額である。

(注2) 上記の資産は、いずれも業務の性質上基本的に重要なものに該当する。

4 租税公課は収入印紙代である。なお、甲の営む事業は、事業税の指定業種である「請負業」に該当するため、事業税の見込控除の適用の可否を検討し、適用できる場合には、その理由とともに、次の算式を基礎にして、事業税が必要経費となる税効果を考慮して計算しなさい。

(事業所得+青色申告特別控除額-事業主控除(年間2,900,000円とし、営業期間が1年に満たない場合には月割額とし、月割額に端数がある場合には1,000円未満切り上げ))(1,000円未満切り捨て)×5%(100円未満切り捨て)

5 保険料には、本年8月に年払い(本年8月から翌年7月分)した小規模企業共済等掛金840,000円が含まれている。なお、この小規模企業共済契約は、Z社に引き継ぐ手続をしている。

6 本年10月31日時点で未完成の請負業務に対する仕掛経費を集計した結果は、1,000,000円であった。この仕掛経費に対応する販売価額は1,500,000円と見積もられる。

7 雑収入1,500,000円の内訳は次のとおりである。

内 容	金 額
本年3月の創業コンテストの賞金(業務関連性は無い)(注)	1,000,000円
本年5月の甲の父からの支援金(業務関連性はなく、返済不要のもの)	500,000円

(注) このコンテストへの出場については、事前にA社の承認を得ている。

【資料Ⅳ】

1 本年11月1日に、甲は、自身が所有する事業用資産を現物出資するとともに自らの金銭も出資してZ社を設立し、その代表取締役役に就任した。Z社の設立時の発行済株式数は100株であり、1株の価額は50,000円であった。甲はZ社株式を全部取得した。なお、現物出資した資産の明細及び各資産の出資時の時価は次のとおりである。

- (1) パソコン1台当たり150,000円、出資した台数は8台
- (2) 事務用機器 本年10月31日時点の未償却残高
- (3) サーバー 本年10月31日時点の未償却残高
- (4) 給与及び会計ソフトウェア 100,000円

2 甲が、本年中に支給を受けた給与は次のとおりである。

- (1) A社：本年1月から2月までの役員報酬1,500,000円(日本の健康保険料及び厚生年金保険料：204,824円、源泉所得税等：306,300円控除前の金額)、本年3月から4月までの役員報酬2,000,000円(健康保険料及び厚生年金保険料：231,160円、源泉所得税等：199,220円控除前の金額)
- (2) H社：甲が、本年1月に日本に一時帰国していた際に、H社から日本国内勤務分として支給を受けた給料300,000円(源泉所得税等：61,260円控除前の金額)
- (3) Z社：甲に対する役員報酬は本年中は支給せず、令和6年1月から月額1,000,000円にて支給を開始した。

3 甲は、本年10月に租税特別措置法第37条の13に定めるエンジェル税制の要件を満たすI社(特定中小会社)の株式を払込みにより7,000,000円で取得した。I社からは、エンジェル税制の適用を受けるための都道府県知事の確認書その他の必要な書類を全て受領している。

4 米国赴任時に開設した米国金融機関のドル建定期預金が、本年7月1日に満期となり、500ドルの利子を米国で取得した。本年7月1日の為替相場は、TTS：135円、TTB：133円

である。当該利子に係る外国で課税される外国所得税等は考慮する必要はない。

【資料V】

- 1 甲は、本年2月末日に帰国後、令和元年7月1日より居住の用に供さなくなっていた自宅に戻り、再び自己の居住の用に供していたが、甲の親の介護の必要性が高まり、本年11月15日に売却し、親の近くの賃貸住宅へ転居した。自宅の売却に関する事項は次のとおりである。

区 分	内 容
売却価額	51,000,000円
仲介手数料	1,122,000円
契約印紙代	20,000円

- 2 甲の自宅は、甲が、過去に父より相続した不動産を平成29年3月に売却し、同年4月に、租税特別措置法第36条の2(特定の居住用財産の買換えの特例)の要件を満たして取得したものである。この買換えに関する事項は次のとおりである。

譲渡資産	譲渡資産(建物)の取得価額	不明
	譲渡資産(土地)の取得価額	10,000,000円
	譲渡資産(建物)の譲渡価額	5,050,000円
	譲渡資産(土地)の譲渡価額	40,150,000円
	譲渡資産の譲渡費用	1,529,000円
買換資産	買換資産(建物)の取得価額	20,200,000円
	買換資産(土地)の取得価額	30,300,000円

(注) 買換資産(建物)は、新築で取得したものであり、構造は木造で法定耐用年数は22年である。

【資料VI】

- 1 甲が本年中に支払った医療及び介護サービスに関するものは次のとおりである。なお、医療費控除の特例の適用は考慮する必要はない。

(1) 甲の医療費

- ① 本年2月までの医療費 105,000円
 ② 本年3月以降の医療費 75,000円

(2) 甲の配偶者の本年10月の出産費用 400,000円

国民健康保険から、出産育児一時金420,000円が支給された。具体的には、国民健康保険から医療機関に直接400,000円が支払われ、残り20,000円は甲が受領した。

(3) 甲の配偶者が妊娠と診断されてからの本年3月以降の定期健診費用 50,000円

- (4) 甲の配偶者の実家(日本)で出産するために帰省する交通費 35,000 円
- (5) 甲の長男の発育段階にある子供の成長を阻害しないようにするための歯列矯正のための
本年6月の治療費 70,000 円

2 甲が本年中に支払った保険料は次のとおりである。

- (1) 甲の国民健康保険料 250,000 円(本年分)
- (2) 甲及び甲の配偶者の国民年金保険料 190,000 円(本年分)
- (3) 生命保険料
- ① 旧一般生命保険料 40,000 円
(うち、本年2月までに支払った金額は、10,000 円である。)
- ② 新一般生命保険料 35,000 円
(うち、本年2月までに支払った金額は、10,000 円である。)
- ③ 介護医療保険料 90,000 円
(うち、本年2月までに支払った金額は、20,000 円である。)

3 本年末の甲の親族の状況は次のとおりである。

- (1) 甲の配偶者(38歳)、甲の長男(6歳)、甲の次男(0歳)は甲と生計を一にする親族である。
- (2) 甲の配偶者の本年中の収入は、パートタイム労働に係る給与収入1,400,000円のみである。

[参考資料]

1 定額法償却率

耐用年数	償却率
33年	0.031
22年	0.046
15年	0.067
14年	0.072
13年	0.077
7年	0.143
6年	0.167
5年	0.200
4年	0.250

2 所得税率

課税される所得金額	税 率	控除額
1,000 円から 1,949,000 円まで	5 %	0 円
1,950,000 円から 3,299,000 円まで	10 %	97,500 円
3,300,000 円から 6,949,000 円まで	20 %	427,500 円
6,950,000 円から 8,999,000 円まで	23 %	636,000 円
9,000,000 円から 17,999,000 円まで	33 %	1,536,000 円
18,000,000 円から 39,999,000 円まで	40 %	2,796,000 円
40,000,000 円以上	45 %	4,796,000 円

3 配偶者特別控除の控除額

		控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
		9,000,000 円以下	9,000,000 円超 9,500,000 円以下	9,500,000 円超 10,000,000 円以下
配 偶 者 の 合 計 所 得 金 額	480,000 円超 950,000 円以下	380,000 円	260,000 円	130,000 円
	950,000 円超 1,000,000 円以下	360,000 円	240,000 円	120,000 円
	1,000,000 円超 1,050,000 円以下	310,000 円	210,000 円	110,000 円
	1,050,000 円超 1,100,000 円以下	260,000 円	180,000 円	90,000 円
	1,100,000 円超 1,150,000 円以下	210,000 円	140,000 円	70,000 円
	1,150,000 円超 1,200,000 円以下	160,000 円	110,000 円	60,000 円
	1,200,000 円超 1,250,000 円以下	110,000 円	80,000 円	40,000 円
	1,250,000 円超 1,300,000 円以下	60,000 円	40,000 円	20,000 円
	1,300,000 円超 1,330,000 円以下	30,000 円	20,000 円	10,000 円

4 給与所得控除額

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,625,000 円以下	550,000 円
1,625,000 円超 1,800,000 円以下	収入金額 × 40 % - 100,000 円
1,800,000 円超 3,600,000 円以下	収入金額 × 30 % + 80,000 円
3,600,000 円超 6,600,000 円以下	収入金額 × 20 % + 440,000 円
6,600,000 円超 8,500,000 円以下	収入金額 × 10 % + 1,100,000 円
8,500,000 円超	1,950,000 円

